

参考資料3－1

消食基第513号
令和7年8月26日

食品衛生基準審議会
会長 曽根 智史 殿

内閣総理大臣 石破 茂
(公 印 省 略)

諮問書

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第13条第1項の規定に基づく、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の規定に基づき定められた組換えDNA技術応用食品及び添加物の製造基準(平成12年厚生省告示第234号)第4条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

組換えDNA技術応用添加物「*Bacillus subtilis* NT I 04 (pHYT2T-D) 株を利用して生産されたα-グルコシルトランスフェラーゼ」を製造しようとする、日本食品化工株式会社富士工場の製造基準への適合確認について

以上

消食審第59号
令和7年12月9日

内閣総理大臣 高市 早苗 殿

食品衛生基準審議会
会長 曽根 智史

答申書

令和7年8月26日付け消食基第513号をもって諮詢された件については、
下記のとおり答申する。

記

組換えDNA技術応用添加物「*Bacillus subtilis* NT I 04 (pHYT2T D) 株を利用して生産されたα-グルコシルトランスフェラーゼ」を製造しようとする日本食品化工株式会社富士工場については、製造基準への適合が確認された。

(参考)

製造品目の名称

Bacillus subtilis NT I 04 (pHYT2T D) 株を利用して生産された
α-グルコシルトランスフェラーゼ

製造所の名称及び所在地

名 称：日本食品化工株式会社富士工場

所在地：静岡県富士市田島30番地

以上